

# 産前・産後休業を取るときは

★会社に規定がなくても  
★パートなどの方も  
会社へ申し出ることができます。

## 産前休業

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から、請求すれば取得できます。

（労働基準法第65条）

## 産後休業

出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

（労働基準法第65条）

## 解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

（労働基準法第19条）



産前・産後休業中の経済的支援  
詳しくは14ページをご覧ください。

# 産後休業後に復職するとき

★パートなどの方も  
会社へ申し出ることができます。

## 育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

（労働基準法第67条）

## 母性健康管理措置

産後1年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます。

また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

（男女雇用機会均等法第12条、第13条）

## 時間外労働、休日労働、 深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限 危険有害業務の就業制限

産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。  
（詳しくは6ページをご覧ください。）

（労働基準法第64条の3、第66条）

## 短時間勤務制度 子の看護休暇等

これらの制度や措置も利用できます。  
（詳しくは10ページをご覧ください。）

（育児・介護休業法第16条の2、第16条の3、第23条）